小型空調契約 (個別契約)

令和6年10月1日実施

洲本瓦斯株式会社

小型空調契約選択約款

平成2	6年	7月	8日	設定	届出	(平成 2	6年	8月	1日実施)
平成 2	8年	3月	2 日	改定	届出	(平成 2	8年	6月	1日実施)
令和	元年1	0月	1 日	改定		(令和	元年1	0月	1日実施)
令和	6年1	0月	1 日	料金改定		(令和	6年1	0月	1日実施)
令和	年	月	日	改定		(令和	年	月	日実施)

目 次

		目	次•	•												•																				
	1.	適	用																																	
	2.	目	的																																	
	3.	用語	いた	它義	i de	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4.	適用	条件	‡		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5.	契約	可の糸	帝紀	Ė .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		使用		- '	-																															
	7.	料:	金·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	8.	単位	7.料会	金の	調	整		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		契約																																		
		精算																																		
]	11.	その	. —																																	
		付」																																		
		别	表 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•																						_
	(/]	型空	2調	20	りに	適	用	す	- 7	5 米	斗会	全氢	長)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目的

本約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

本約款及び需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1)「契約使用可能量」とは、本約款の適用を受けるガスを使用する機器の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源 機をいいます。
- (3) 「小型空調機器」とは、空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力351.6キロワット(100.0USRT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。
- (6)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (7)「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者 としての洲本瓦斯株式会社をいいます。
- (8)「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用する場合には、当社に対して本約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、新たに本約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約

更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定め、当社と 契約していただきます。

- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が 属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日から その変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまから、再度同一需要場所で本約款又は他の選択約款の基づく契約へ申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまと当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。) の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われ ない場合は、本約款に基づく契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(3) に定める早収料金または(5) に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の定額基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、料金を算定したします。
- (3)料金は、料金の支払いがガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合に

は、(2) により算定されたもの(この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (4) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
- (5) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。
- (6) 当社は、毎月の料金について適用する定額基本料金、単位料金位料金または調整 単位料金) をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるよう にいたします。
- (7) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、ガス小売供給約款22の(6)及び(7)に定めるところによります。
- (8) お客様の都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)にもとづく1ヶ月当りの基本料金全額とし、従量料金は別表にもとづいて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。
 - イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金+0.092円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.092円×原料価格変動額/100円× (1+消費税率) (備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおり といたします。
 - ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

88,970円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表2(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が142,350円以上となった場合は、142,350円といたします。

(算定式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.9927

+トン当たりプロパン平均価格×0.0078

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社に掲示いた します。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の 金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価

9. 契約の変更または解約及び設置の確認

- (1) ガス小売供給約款、ガス事業法その他関連法令が変更された場合には、当社は 契約期間中であっても需給契約を変更または解約することができるものといた します。
- (2) 社会的及び経済的変動がはなはだしく契約の存続が不適当と認められる場合、 お客さまのガス使用計画に変更がある場合または当社のガス事業の遂行に支障

が生じる場合には、契約期間中であっても双方協議して需給契約を変更又は解 約することができるものといたします。

- (3) 契約締結時に想定しなかった当社原材料費の変動、金利動向の変動、その他当 社のガス事業をめぐる社会的及び経済的変動のため、当社が本契約及び需給契 約に変更が必要であると判断した場合には、お客さまと当社との間で変更につ いて協議するものといたします。
- (4) その他お客さまが次ぎのいずれかに該当した場合は、期間中であっても、当社 は、ただちに需給契約を解約できるものといたします。また、契約の解約時に お客さまが当社に対して支払うべき債務がある場合にはただちに弁済していた だきます。
 - ①仮差押え、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての差押さえ、競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、特別精算もしくは特定調定等の法的整理手続の申立てまたは開始があったとき。
 - ②滞納処分による差押さえもしくは保全差押さえまたは保全処分がなされた とき。
 - ③解散の決議がなされたとき。
 - ④事業の全部または重要な一部もしくは需給契約によるガスを使用する部分 の譲渡または会社分割の決議がなされたとき。
 - ⑤自ら振出し、引受けしまたは裏書した手形・小切手が不渡りになる等支払 いが停止状態に陥ったとき。
 - ⑥お客さままたはお客さまが法人である場合にはその代表者の所在が不明に なったとき。
 - ⑦お客さまが、ガス小売供給約款に定める供給停止の事由となった状態を当 社からの相当期間を定めた是正要求にもかかわらず期間内に是正しないと き。
- (5) 当社に契約違反があった場合は、契約期間中であっても、お客さまのお申し出 に基づき、本約款に基づく契約を解約できるものとします。
- (6) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます)は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、契約期間中であっても、本約款に基づく契約を解約できるものといたします。 なお、この際、5(3)(4)の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (7) 当社は、4の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本約款の申し込みを承諾しないか、又は本約款に基づく契約を解約したとみなし、

ガス小売供給約款を適用させていただきます。なお、4の適用条件が満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を当社に連絡していただきます。

10. 精算

9(3)のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが4に定める適用条件を満たさずガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったことを確認した日を含む料金算定期間よりガス小売供給約款に定める料金を適用し、すでに料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、令和6年10月1日より実施します。

別表

(小型空調契約に適用する料金表)

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1)料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定 にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の 算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位 料金を適用いたします。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の 算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位 料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の 算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位 料金を適用いたします。
- (5)料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。

料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	27,500.00円

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	770.00円
-------------	---------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 184.49円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。